

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの公認欠席の手続きについて

医療機関を受診した罹患者(感染者)のみが公認欠席の扱いとなります。

拒否された等の理由で医療機関の受診が不可能な場合は、その時点で大学保健室に電話連絡が必要です(電話連絡しなかったことにより不利益が生じた場合、特別対応は行いません)。

発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診し、レシートや検査結果等の証憑書類等日付のわかる物を保管しておく。[健康観察表](#)を症状が回復するまで記入する。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断

罹患者用連絡 WEB フォームへ入力

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザと診断されず

公認欠席の扱いにはなりません

療養期間終了

欠席事由が解消したら、必要書類を揃えて学生課で手続きをする

＜必要書類＞

- ・ 診断書または*感染症登校許可書（要診断名・出席停止期間明記）
- ・ *欠席届申請書（学校感染症罹患による欠席）
- ・ 履修登録確認票（LiveCampusU(PC版)＞メニュー＞履修登録 からダウンロードできます）
- ・ 学生証
 - *「感染症登校許可書」「欠席届申請書(学校感染症罹患による欠席)」は LiveCampusU の関連リンク集「欠席届の発行について(欠席等に関する各種帳票)」からダウンロードできます

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに関する連絡用 WEB フォームは、LiveCampusU の関連リンク集「欠席届の発行について(欠席等に関する各種帳票)」から入力してください。状況によって電話やメールで連絡をすることがありますので、連絡先は正確に入力してください。

診断書または感染症登校許可書が発行されない場合は必ず大学保健室へ連絡してください。また、7日以上欠席する場合も必ず大学保健室へ連絡してください。

わからないことがありましたら大学保健室または学生課まで連絡してください。

【大学保健室電話】03-3482-9085

【学 生 課 電 話】03-3482-9081 【学生課アドレス】gakusei@seijo.ac.jp